不法行為　宅建 H19-05-2　≪#682≫

【問】 正誤をつけよ。

　不法行為によって名誉を毀損された者の慰謝料請求権は、被害者が生前に請求の意思を表明しなかった場合でも、相続の対象となる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫　財産以外の損害の賠償 【★基礎必須】

　他人の身体、自由若しくは**名誉を侵害**した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、「**不法行為による損害賠償**」の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その**賠償をしなければならない。**（民法 710 条）

⇒　**慰謝料請求権**は、身体、自由又は**名誉を侵害**された場合にも、認められる

⇒　不法行為による**慰謝料請求権**は、**被害者が生前に請求の意思を表明しなくても、当然に相続**される（判例）